

高齢者等の肺炎球菌感染症予防接種のお知らせ

経過措置終了に伴う主な変更点(3点)

変更前	
① 対象者	経過措置による対象者「65歳, 70歳, 75歳, 80歳, 85歳, 90歳, 95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」
② 接種期間	令和〇年4月1日から令和△年3月31日まで
③ 接種券	圧着式三つ折りはがき



◎変更後(令和6年度から)	
① 対象者	65歳の方
② 接種期間	65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで
③ 接種券	はがき

※ 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、これらのいずれかの障害を有する方(障害等級1級相当の方)は、接種券は送付されませんが対象者です。身体障害者手帳を御持参の上、医療機関へ御相談ください。

接種に必要なもの

- ① 接種券(対象者には、65歳の誕生日の翌月に送付予定※)
- ② マイナンバーカード又は健康保険証
- ③ 接種料金 2,700円

接種期間 65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

接種場所 旭川市実施医療機関(旭川市ホームページを御確認ください。)

※ 転入時期により、接種券が送付されない場合があります。はがきが届かない場合は、お手数ですが、問合せ先まで御連絡ください。

【注意】

- ・ 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種された方、旭川市外へ転出された方は、対象外です。
- ・ 5年以内の再接種は副反応が強く高い頻度で出るとの報告があるため、必ず接種歴を御確認ください。

接種料金が無料となる方

上記対象者のうち次の方は、接種時に医療機関へ証明を提示すると無料で接種することができます。払戻しはできませんので、必ず事前に提示してください。

対象者	証明となるもの
生活保護世帯の方	保護手帳
市民税非課税世帯の方	介護保険料納入通知書又は非課税世帯確認証

【お問合せ先】

旭川市7条通9丁目 総合庁舎 4階
保健予防課 保健予防係
電話 0166-25-6237

旭川市HP

